

リモートアクセスを活用したオンサイト利用 のイメージ・今後の進め方（案）

平成 26 年 12 月 18 日
総務省政策統括官（統計基準担当）

前回研究会における議論（別添のイメージでおおむねの了解）を踏まえ、以下のとおり、たたき台を整理。

1 全体イメージ（たたき台）

（1）目的

- ・ 調査票情報の提供に当たり、安全性（情報セキュリティ対策）に万全を期すとともに、多様なデータの利用など利用者の利便性を図りつつ、施設の運用・管理、審査の効率化（利用者、調査実施者双方）のため、リモートアクセスを活用したオンサイト利用（オンサイト施設においては調査票情報を保存しない）の仕組みを構築する。
- ・ 調査票情報に係るデータの集約や、利用に係る事務作業の低減を図ることにより、様々な統計データを活用した学術研究の発展を図る。

（2）オンサイト施設

- ・ オンサイト施設は、調査実施者が直接、設置・運用する場合のほか、大学等研究機関の協力を得て全国的なネットワークを目指す。

（3）利用の審査

- ・ 調査票情報の利用の申請者及び調査実施者双方の申請に係る事務負担の軽減及び探索的（試行錯誤的）な研究分析の実現のため、現状のような作成しようとする集計様式や分析出力様式等の詳細の事前の申請は不要とする。
- ・ 研究成果物（分析結果）を外部に持ち出す際には、秘匿性のチェックを行う。

（4）その他

- ・ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）においても、「効率性及び利便性の観点から、政府一体として一元的な取組を推進する」とされていることを踏まえ、従来型の利用方法（コピーデータの貸渡し）から当該オンサイト施設への利用の移行を、政府全体として進め、特に、効率的なオンサイト施設の整備などのために、各オンサイト施設とつながる「中央データ管理施設」（仮称。以下同じ。）及びアクセスに係るシステム（以下「全体システム」という。）の整備・管理、調査票情報の利用者等との窓口・技術的な支援は、人的リソースも含め政府共通的な基盤とすることを目指す。

2 段階的整備のための検討スケジュール

- 平成 27 年夏の要求（平成 28 年度予算・定員要求）により、必要な予算・人員を確保し、平成 28 年度中の運用開始を目指す。
- このために、予算要求に間に合うように、引き続き必要な技術的検証（試行的運用等）を行うとともに、施設の全体イメージ・在り方など必要な検討を行う。
- その後、運用開始に間に合うように、引き続き技術的検証や関係規定の整備など必要な作業を進める。
- 平成 28 年度以降、対象となる統計調査やオンサイト施設の更なる拡充を進める。

（スケジュール案）

検討事項	26 年度	27 年度	28 年度
全体イメージ・在り方	→	★	
技術的検証（試行運用等）	→	→	→
規定整備	→	→	→
体制整備・運用開始			→ (段階的移行)

3 施設の在り方に関する課題と対応（たたき台）

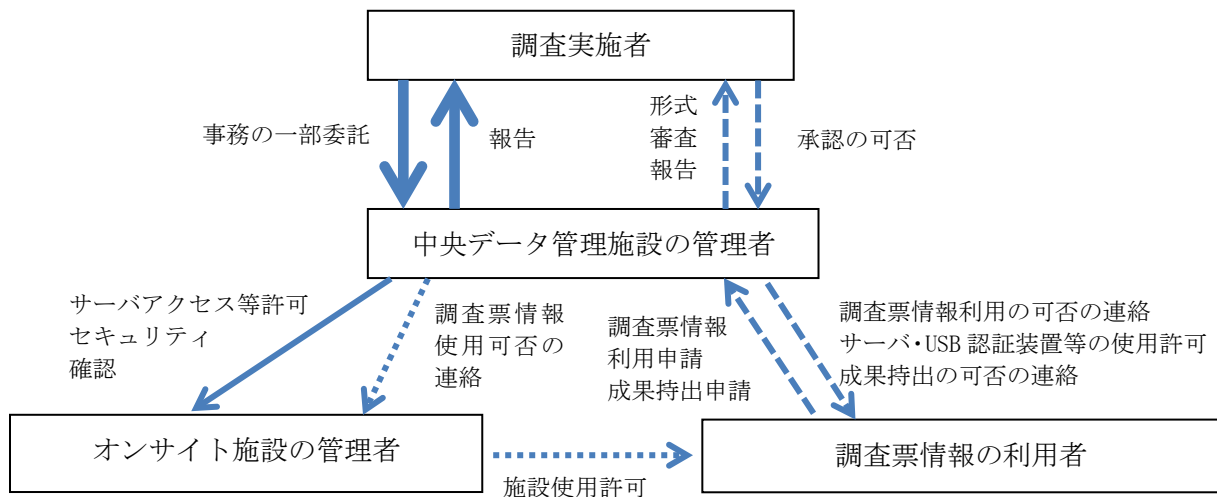
（1）オンサイト施設の構成、施設管理者の位置付け

- オンサイト利用の対象とする調査票情報の提供は、統計法第 33 条第 2 号の規定に基づくもの（（3）参照）とし、オンサイト施設のネットワークの構成及び施設管理者の位置付けは次のとおり考えてはどうか。

ア 構成イメージ

施設の種類	役割の概要
調査実施者	従来どおり調査票情報の提供の可否判断を行う。
中央データ管理施設	データを保管 管理者は、調査実施者からの委託を受け「全体システム」の保有・整備、運用管理を行う。（利用者が使用するデータ保管・情報処理用サーバ等や利用者オンサイト施設で用いる USB 認証装置も管理） 利用者と調査実施者間の連絡業務を行う。 なお、オンサイト施設の併設を可能とする。
オンサイト施設	中央データ管理施設とのオンラインによりデータを保管せず利用。 各施設等の特別の管理人員はなしとし、「中央データ管理施設」からの遠隔管理とする。 オンサイト施設の設備や、施設に附随する情報管理のための装置等（PC、ネットワークルータ、WEB カメラ・映像データ保存用ディスク、電気代、通信代）は、原則としてオンサイト施設側の保有（負担）とする。

<それぞれの施設の管理者の関係>



イ 中央データ管理施設の管理者の業務・位置付け

- ① 「全体システム」の保有・整備、運用管理（データの保管・管理を含む。）を行う。
- ② 利用者と調査実施者間の連絡業務（書類審査や研究成果物（分析結果）の持ち出し時の形式的チェックや、相談業務、利用者やオンサイト施設のセキュリティ審査を含む。）を行う。
- ③ 利用者に対して、中央データ管理施設の施設（データ保管・情報処理用サーバ等）の使用を認め、オンサイト施設で用いる USB 認証装置を貸与する。
- ④ 調査実施者の事前の承諾の下、後述のオンサイト施設の管理者に対して、データ保管・情報処理用サーバのアクセス等を認め、当該施設のセキュリティの確認等を行う。
- ⑤ 調査実施者が自ら行うか、調査実施者の事務の一部を委託された者とする。（（2）参照）
（調査実施者の事務の一部を委託された者に対する規律）
 - ・ 適正管理義務：統計法第 39 条第 2 項
 - ・ 守秘義務：統計法第 41 条第 4 号、秘密の漏えいの罰則：統計法第 57 条第 1 項第 2 号
 - ・ 目的外利用禁止：委託契約による
 - ・ 不正利用・盗用の罰則：統計法第 59 第 1 項
- ⑥ 効率的に②の業務を行うため、専門性を有する職員により政府共通的な基盤となる体制を構築する。

また、研究成果物（分析結果）の持ち出し時の形式的チェックなどについて、諸外国等における事例や技術的な検証を踏まえて、調査実施者からの指示に基づき、作業の基準を策定の上、当該基準に基づき審査を行う。（審査の判断は調査実施者が行う。）

ウ オンサイト施設の管理者の業務・位置付け

- ① データの保管・管理は行わず、オンサイト施設の保有及び運用・管理を行う。
- ② 中央データ管理施設の管理者との関係
 - ・ 中央データ管理施設の管理者に対して、その保有するサーバへのアクセス許可を求め、一定の取り決めを行う。（内容の詳細は要検討。）
 - ・ 上記の取り決めに従い、オンサイト施設の利用は、調査票情報の提供が認められた研

究者に限定するとともに、セキュリティの確認は、施設整備の際や定期又は随時に、中央データ管理施設の管理者が行う。

- ・ 中央データ管理施設の管理者は、上記の取り決めにつき、調査実施者に対して、事前に承諾を求めるとともに、定期的な状況の報告を行う。
- ③ 原則、オンサイト施設の管理者は、大学の関係機関とする。研究者の調査票情報の利用申請時に、オンサイト施設に関して明記し、オンサイト施設の管理者は、調査票情報にアクセスしないことから、調査票情報の利用者とししない。

(2) 中央データ管理施設の管理を担う者

- ・ 管理者を調査実施者以外とする場合は、次の点を判断して決定してはどうか。
 - ① 当該主体が業務を行うことが可能であること
法令上の根拠や業務遂行の能力（例えば、調査票情報の管理を行う点から高度なセキュリティ能力や国民の信頼の確保、長期間にわたる業務の遂行能力、民間委託に比べた場合の効率的な業務運営）により判断
 - ② 当該主体を選定することが合理的であること
- ・ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）においては、（独）統計センターの機能を最大限活用する旨記載があるところ。

(3) オンサイト利用の経過措置など

- ・ 当初は、オンサイト施設を十分に配置できないことも想定されるため、オンサイト施設に行くことが困難な研究者については例外の措置を講じる。（従来型の利用の承認に当たり、次回以降オンサイト施設への利用を促すための措置を義務付ける。）
- ・ 統計法第 33 条第 1 号の規定に基づく提供（行政機関などによる利用）については、原則として対象外とする。ただし、行政機関などの利用を補助する者が、調査実施者の承諾を受ける場合は、オンサイト施設の利用も妨げない。

(4) その他

- ・ オンサイト施設の利用など二次的利用に当たり、統計データの利活用に係る知識の普及・啓発が重要であり、そのための取組を調査実施者や中央データ管理施設の管理者等は進める。
- ・ オンサイト利用の普及に資するため、政策統括官室等から、先行的にオンサイト利用による研究を委託してはどうか。